

吉備中央町第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び認知症施策推進計画基礎
調査・策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、吉備中央町第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び認知症施策推進計画基礎調査・策定支援業務を委託するに当たり、委託業者の知見を活かした優れた提案を求めることから、公募型プロポーザル方式により委託業者を選定するための各種手続、要件、審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

吉備中央町第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び認知症施策推進計画基礎調査・策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「吉備中央町第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び認知症施策推進計画基礎調査・策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託場所

吉備中央町福祉課

(4) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(5) 契約上限額

令和 7 年度基礎調査業務 4,477,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

(6) 業者選定方法

委託事業者の選定方法は、委託業者を選定するための提案書の提出を受け、企画提案書、見積金額、実績等により当町がその内容を審査し、委託事業者を選定する。

令和 8 年度には、高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び認知症施策推進計画の策定（以下「策定支援業務」という。）が予定されており、基礎調査業務との関連性も極めて高いことから、基礎調査業務及び策定支援業務両方についての企画提案書及び見積書により審査を実施し、業者を選定する。

ただし、令和 8 年度においては予算が議決を経て成立した場合に限る。

※審査・選定過程等の質疑については応じません。

3 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次の要件を全て満たす法人とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該

当する者でないこと。

- (2) 国又は岡山県内地方公共団体の指名停止又は指名除外の措置を受けていない団体等
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) プロポーザル参加申し込み時点で、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 令和5年度以降に国及び地方自治体において、高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画を、全国で100団体以上、岡山県内で5団体以上計画策定した実績があること。ただし、計画策定支援の業務全体の実績であり、アンケート調査、印刷など業務の一部のみの実績は認めない。業務実績書に実績一覧表を添付すること。

4 事業スケジュール

内容	日程
実施要領等の公告	令和7年10月22日（水）
質問書の提出期限	令和7年10月29日（水）午後5時まで
質問書に対する回答公表	令和7年10月31日（金）
参加表明書の提出期限	令和7年11月5日（水）午後5時まで
参加資格審査結果に関する通知	令和7年11月10日（月）まで
企画提案書等の提出期限	令和7年11月14日（金）午後5時まで
審査会（プレゼンテーション）	令和7年11月20日（木）
選定結果の通知	令和7年11月25日（火）まで
契約の締結	令和7年12月上旬

5 質問方法

本プロポーザルに関する質問及び質問に対する回答は、次のとおり行うものとする。

(1) 質問方法

「質問書」に質問内容等を記載の上、電子メールで提出すること。電子メールの表題

は「事業者名」とすること。電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

電子メール (fukushi@town.kibichuo.lg.jp)

- (2) 提出先「13 問合せ先・書類提出先」を参照
- (3) 提出期限 令和7年10月29日(水)午後5時 まで
- (4) 回答方法

確認の行われた内容については、参加者の認識を統一するため、質問者を伏せた形式で、令和7年10月31日(金)までに、吉備中央町公式ホームページにて公表する。

※質問内容が、選定にあたり公平性が保てないと判断した場合は回答しないことがある。

6 提案手続

1. プロポーザルへの参加を希望する者は、「参加表明書」(様式第1号)、業務実績書(任意様式)及び事業者概要書(任意様式)を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年11月5日(水)午後5時まで
- (2) 提出方法 持参又は郵送による。

※持参の場合は、土日・祝日を除く午前9時～午後5時の間に持参すること。

※郵送の場合は、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付すること。

- (3) 提出先「13 問合せ先・書類提出先」を参照
- (4) 参加資格承認の可否の連絡は、令和7年11月10日(月)までに、参加表明書に記載された住所宛に通知書で郵送し通知する。

2. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

(ア) 提案書(様式第4号)

(イ) 令和7年度の基礎調査業務及び令和8年度の策定支援業務に関する企画提案書(任意様式)

1 ※表紙には「第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び認知症施策推進計画 基礎調査・策定支援業務企画提案書」と記入

(ウ) 業務実施体制(任意様式)

(エ) 配置予定者調書(管理責任者)(任意様式)

(オ) 配置予定者調書(担当者)(任意様式)

(カ) 実施スケジュール案(任意様式)

(キ) 令和7年度の基礎調査業務及び令和8年度の策定支援業務に関する見積書(任意様式)

(ク) 国税及び地方税の滞納がないことを証する書類

- (ケ) 登記簿謄本、役員等一覧表、定款、規約若しくはこれらに相当する書類
- (2) 企画提案書の提案項目企画提案書は、A4サイズ 30 ページ以内（表紙は除く）とし、仕様書を踏まえ作成すること。また、企画提案書では次の事項を明らかにすること。
 - (ア) 吉備中央町の高齢者施策が抱える主要な課題について記載すること。なお、基礎的データの詳細な分析前につき課題の特定が困難な場合は、これまでの業務経験と本町の特性を踏まえ、本町に潜在する可能性が高い課題について記載すること。
 - (イ) 効果的・効率的な策定スケジュール上の工夫重要事項の検討時間を確保しながら、基礎調査、計画策定を期限内に完了させるためのスケジュール上の工夫や進行管理、マネジメントの取組等について記載すること。
 - (ウ) その他上記に挙げる事項のほか、見積額の中で実施可能な参加者独自の追加提案があれば、仕様書に掲げる項目と区分して記載すること。
- (3) 提出部数
 - (ア) 正本1部
 - (イ) 副本6部
- (4) 提出期限 令和7年11月14日（金）午後5時まで
- (5) 提出方法 持参又は郵送による。（書留郵便に限る）。
- (6) 提出先「13問合せ先・書類提出先」を参照
 - ※持参の場合は、土日・祝日を除く午前9時～午後5時の間に持参すること。
 - ※郵送の場合は、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付すること。

7 審査委員会（プレゼンテーション）の実施

- (1) 日時 令和7年11月20日（木）
 - ※参加者に対しては、改めて集合時間及び場所について電子メールにて通知する。
- (2) 説明時間等1者につき30分程度（提案者による20分程度の説明の後、10分程度の質疑応答）提出された企画提案書を用い、担当者名簿に記載した担当者により提案説明を行う。
- (3) プレゼンテーションに際して、当初提出のあった企画提案書に追加する提案の説明や追加情報は認めない。
- (4) プレゼンテーション時のモニターは、町で用意しますが、それ以外の備品は各自で用意すること。

8 審査項目及び評価基準

審査項目	評価基準	配点
計画策定作業の工程	介護保険法その他の関係法令や社会的背景等を理解し、国の最新の動向を踏まえた提案となっているか。	10

企画提案内容	スケジュール及び作業工程が具体的に設定され、実現性・具体性のある提案となっているか。	10
現状分析及び課題整理	吉備中央町の問題点・課題を整理するにあたっての現計画の検証及び把握・分析方法について、具体的で有効な提案となっているか。	10
ニーズ・実態調査	ニーズ調査の設計方法や調査項目の案、実施方法は、必要な情報を把握するために創意工夫がなされているか。	10
計画策定	本町の現状や課題等の必要な要素を踏まえ、効果的な手法について提案がなされているか。	10
独自提案	独自の提案がなされており、専門的知識を活かした効果性の高い取組となっているか。	10
業務体制	業務内容に対して必要な経験・能力を有するスタッフが十分に確保され、適切な人員配置、組織体制が構築されているか。	15
業務実績	本業務を請け負うに足る関連業務の豊富な受託実績を有しているか。	15
見積金額	見積金額は、積算根拠が明確に示され、提案内容を勘案して妥当な価格であるか。	10
合 計		100

9 委託候補者の選定

(1) 受託候補者の選定方法

評価基準に基づき総合評価を実施し、評価点数の合計が最も高い参加者を受託候補者として選定する。

受託候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から受託候補者を選定する。

提案が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として選定しない。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、令和7年11月25日（火）までに本プロポーザル参加者全員に対し、郵送により通知するとともに、受託候補者名等を吉備中央町公式ホームページにて公開する。

10 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 見積金額が2 (5) に示す契約上限額を超えている場合
- (3) 審査委員会（プレゼンテーション）に参加しなかった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる場合
- (6) 審査の公平性を害する行為や、選定結果に影響を与えるような不誠実な行為
- (7) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為をする等理由により、審査に従事する委員が失格を認めた場合

1 1 業務委託契約

- (1) 審査により選定された受託候補者と所定の手続を経た後、契約を締結する。
- (2) 受託候補者との契約が不調のときは、評価により順位づけられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。
- (3) 契約内容及び契約金額は提案書の内容をもとに協議の上決定する。

1 2 その他町長が必要と認める事項

- (1) 企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費については提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと吉備中央町が認めるときには、中止又は取り消すことがあるが、この場合においても、プロポーザルに要した費用を吉備中央町に請求することはできない。
- (2) 企画提案書の提出は、1社につき1案とする。
- (3) 提出された書類の返却は行わない。
- (4) 企画提案書等は、候補者選定に伴う必要な範囲において、複製することがある。
- (5) 本プロポーザル参加者は、審査の方法、経緯及び内容についての問合せ及び選定結果についての異議申立てをすることはできない。
- (6) 受託候補者と決定された者を対象として、業務内容、仕様書等の契約内容を協議した上で当該業務を委託する相手方を決定するので、受託候補者の決定をもって提案者の企画提案内容を全て了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手方を決定するものではない。
- (7) 本件に係る情報公開請求があった場合は、吉備中央町情報公開条例（平成11年吉備中央町条例第24号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

1 3 問合せ先・書類提出先

吉備中央町 福祉課 介護支援班

〒716-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野 1-2

電話：(0866) 54-1317 FAX：(0866) 54-1306 メール：fukushi@town.kibichuo.lg.jp